

POPs 条約第10回締約国会議において決定された事項

○附属書A（廃絶）への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及び PFHxS 関連物質	泡消火薬剤、金属メッキ、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造等	・ 製造・使用等の禁止 （特定の用途を除外する規定なし）